

## 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター役員報酬等規程

(平成 23 年 8 月 1 日施行)

(平成 27 年 7 月 1 日一部改正)

(平成 30 年 7 月 1 日一部改正)

(令和 3 年 6 月 28 日一部改正)

(令和 6 年 6 月 25 日一部改正)

### (目的)

第 1 条 この規程は、北海道国際交流・協力総合センター定款第 25 条第 1 項の規定に基づき、専務理事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の種類及び通勤手当)

第 2 条 報酬は、本給のみとし、年俸制とする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

### (報酬の額の決定)

第 3 条 報酬の額は、年額 7,000,000 円を限度とし、会長が理事会の承認を得て決定するものとする。

### (報酬の支給方法)

第 4 条 報酬は、通貨をもって直接本人に支給する。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 専務理事が報酬の全部又は一部につき本人名義の金融機関口座への振込みを申出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (報酬の支給日)

第 5 条 報酬は月額に分割して支給するものとし、その支給日は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の例に準ずる。

### (通勤手当)

第 6 条 通勤手当の月額は、職員給与規程の例に準じて決定する。

### (日割計算)

第 7 条 新たに専務理事になった者には、その日から報酬を支給する。

2 専務理事が退職又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 専務理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターの設立の登記のあった日(平成23年8月1日)から施行する。
- 2 社団法人北方圏センター常勤役員報酬規程(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

#### 附 則

- 1 この規程の一部改正は平成27年7月1日から施行する。
- 2 この規程の一部改正は平成30年7月1日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は令和3年6月28日から施行する。
- 4 この規程の一部改正は令和6年6月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。